

産業廃棄物抑制等事業費補助金 公募のお知らせ

三重県では、産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った商品開発や、自ら排出する産業廃棄物の抑制等を行うための設備機器を設置する経費の一部を助成する制度を設けています。

◆助成制度の内容

	産業廃棄物抑制等 研究開発事業費補助金	産業廃棄物抑制等 設備機器整備費補助金
補助対象者	県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者（産業廃棄物税の納税義務者であるもの）及び当該事業者を構成員とする法人格を有する団体	県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者（産業廃棄物税の納税義務者であるもの）及び当該事業者を構成員とする法人格を有する団体
補助対象事業	自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った商品開発並びに産業廃棄物の抑制等を伴う水質保全に資する取組 ※発生抑制には、廃棄物が出ないようにすることを目的とした研究を含む	自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化のための設備機器または抑制等を伴う水質保全機器の設置 ※廃棄物処理法に規定されている産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化を進める設備。（ただし、焼却炉は対象外です。） ※発生抑制機器には、廃棄物が出ないようにすることを目的とした現行製造装置の設備追加・設備改良を含む
補助率	中小企業者は 補助対象経費の2/3以内 上記以外の企業者（大企業）は 補助対象経費の1/2以内	中小企業者は 補助対象経費の1/2以内 上記以外の企業者（大企業）は 補助対象経費の1/4以内
補助限度額	1研究開発テーマにつき 100万円以上2,000万円以下	1企業・団体につき 100万円以上2,000万円以下

◆提出書類

補助事業実施計画書（様式は裏面の URL からダウンロードできます。）及び添付書類

<注意点>

計画書受付前に県による事業内容の確認をさせていただきます。確認を受けていない計画書は受付いたしかねますので、ご注意ください。

◆事業内容確認から受付までの流れ

補助事業実施計画書（第1号様式）に、事業計画書、経営状況表、資金支出計画明細書を記載のうえ、三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課までご提出ください。

当課が他部局と連携のうえ、計画の実現可能性、当該補助事業との整合性等を確認させていただきます。その際、事業計画内容の説明及び計画書の修正等を行っていただく場合があります。

確認を受けた後、三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課に補助事業実施計画書及び添付書類を提出してください。

◆事業内容確認期間

平成30年5月21日（月）から平成30年6月8日（金）まで

◆計画書受付期間

平成30年6月11日（月）から平成30年6月15日（金）17:00 必着
（郵送又は、持参により受け付けます。）

◆補助対象期間

交付決定の日から平成31年3月8日（金）まで

◆実施計画の審査

応募のあった事業計画について、三重県産業廃棄物抑制等事業予備審査委員会において、プレゼンテーションによる聞き取り調査を実施し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します(7月上旬実施予定)。

◆対象企業の範囲

自らの事業活動によって産業廃棄物を排出する事業者が対象です。

* 自社排出でない産業廃棄物や、廃掃法上の産業廃棄物に該当しない一般廃棄物等は対象外です。

また、日本標準産業分類(平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号)において、大分類 C-鉱業・採石業・砂利採取業から大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)に分類される事業者が対象です。

◆補助対象となる経費

○ 産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金

謝金(外部専門家等への謝金)、旅費(専門家、職員旅費)、事務庁費(会議費、消耗品費等)、原材料費、機械装置・工具器具費(研究開発に要するものに限る)、外注加工費、委託費(検査分析試験委託費、コンサルティング費)【※ただし補助対象経費合計額の1/3を超えない額とする】、その他の経費(県以外の公設試験研究機関等との共同研究費用など)

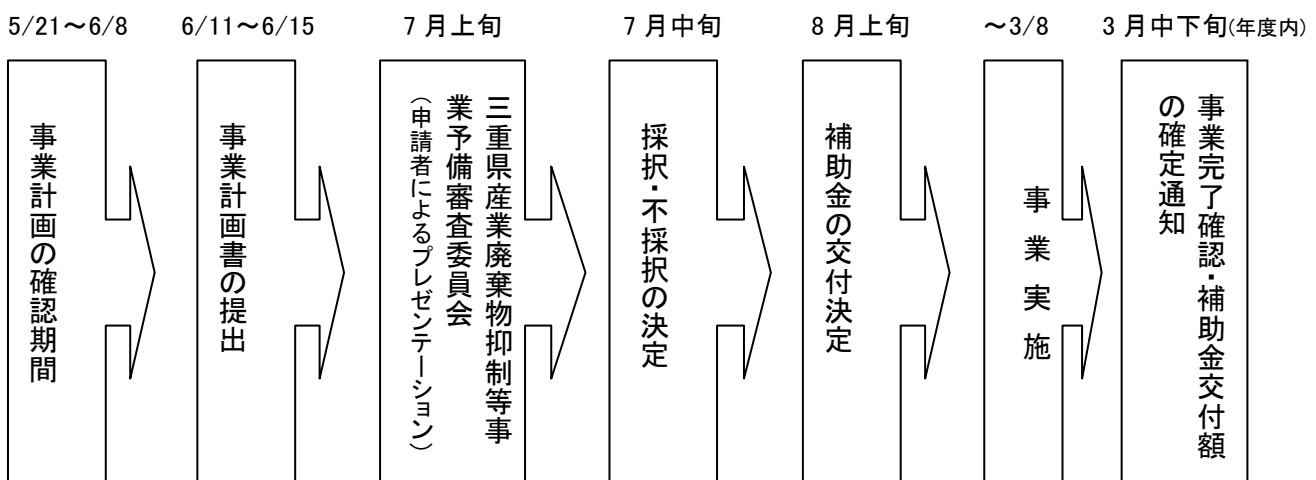
○ 産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金

機械装置・工具器具費(製造、購入費)、設置工事費(機械装置等の運搬、据付等)、原材料費、外注加工費、委託費(設計委託費、検査分析試験委託費、コンサルティング費)

◆申請に必要な書類

- 1 補助事業実施計画書(第1号様式)
- 2 事業計画書
- 3 経営状況表
- 4 資金支出計画明細書
- 5 最近2年間の財務諸表
- 6 法人にあっては定款及び登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本
- 7 すべての県税(自動車税を含む)について滞納がないことの証明書
- 8 消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
- 9 抑制等設備機器の能力等を証明する第三者機関の証明書(設備機器整備事業を申請する場合のみ)
- 10 抑制等設備機器の見積書(設備機器整備事業を申請する場合のみ)
- 11 最近1年間の産業廃棄物管理票(マニフェスト)写し
- 12 抑制等設備機器の設置場所を示した地図(設備機器整備事業を申請する場合のみ)
- 13 法人にあっては役員等に関する報告(別紙1)
- 14 その他知事が必要と認める事項

◆申請から事業完了までの流れ



事業内容確認窓口及び書類提出先: 〒514-8570 三重県津市広明町 13(三重県庁 8 階)

三重県雇用経済部 ものづくり・イノベーション課 販路開拓班

電話 059-224-2393 FAX059-224-2480 Email: monozu@pref.mie.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/SSHUSEKI/HP/71204033332.htm>